

令和5年度福島県生活困窮者支援活動緊急助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福島県は、新型コロナウイルス感染症、物価高騰等に直面する生活困窮者に対する支援ニーズの増加に対応するため、活動地域の自立相談支援機関と連携し、生活困窮者支援に取り組む民間団体に対して、予算の範囲内において、福島県生活困窮者支援活動緊急助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びその他の法令の定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人その他の福島県内において生活困窮者に対する支援活動を行う法人格を有する民間団体であって、原則として1年以上の活動実績を有し、かつ、活動地域の自立相談支援機関との連携が図られている者とする。ただし、本助成事業と同趣旨の事業を実施している又は実施する予定である市を主要な活動地域とする者を除く。

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1に定めるところによる。

- 2 補助額は、別表第2に定める補助対象経費の額から寄附金その他の収入を控除した額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、上限額を50万円とする。
- 3 補助対象者は補助事業を実施する者とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を希望する前条第3項に規定する者は、「福島県生活困窮者支援活動緊急助成事業補助金交付申請書」（第1号様式）に次の書類を添付して、知事が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 福島県生活困窮者支援活動緊急助成事業計画書
- (2) その他参考となる書類

(交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請があったときは、福島県生活困窮者自立支援連絡協議会の審査及び選定を経た上で、当該交付決定（一部減額交付又は交付しないことの決定を含む。）を行う。

- 2 知事は、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付に条件を付すことができる。
- 3 知事は、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書により、当該補助事業者に対して、その旨を通知するものとする。

(申請取下げ)

第6条 補助金の交付を申請した者は、規則第8条第1項の規定により、補助金交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(事業の軽微な変更)

第7条 規則第6条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさないと認められ、かつ、補助対象事業費の20%以内の減額とする。

(変更承認の申請)

第8条 第5条の規定により交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定により、補助金等の交付の決定の通知を受けた補助事業等の内容又は経費の配分の変更(知事が軽微な変更と認めたものを除く。)その他申請に係る事業の変更、中止又は廃止の承認を得ようとするときは、あらかじめ「福島県生活困窮者支援活動緊急助成事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書」(第2号様式)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請の内容を審査し、承認するときは、変更承認通知書により通知する。

(補助金の支払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱に定める補助金について概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

- 2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、「福島県生活困窮者支援活動緊急助成事業補助金概算払請求書」(第3号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の書類の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、概算払を行うものとする。

(状況報告)

第10条 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して進捗状況等の報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員による帳簿その他の関係書類の検査、若しくは関係者への質問をすることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに「福島県生活困窮者支援活動緊急助成事業補助金完了報告書」（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業完了日（事業廃止について知事の承認を受けた場合は、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は令和6年2月28日のいずれか早い日までに、「福島県生活困窮者支援活動緊急助成事業補助金実績報告書」（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（額の確定）

第12条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の趣旨及び第5条第2項の条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対して額の確定通知書により通知する。

（補助金の交付の請求）

第13条 補助事業者は、前条に規定する通知を受けたときは、当該通知の受領後、「福島県生活困窮者支援活動緊急助成事業補助金交付請求書」（第6号様式）を速やかに知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の支払を適当と認めるときは、補助金を交付する。

（会計帳簿等の整備等）

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して、5年間保存しておかななければならない。

（消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等）

第15条 補助事業者は、規則第4条第1項の規定に基づき補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合には、当

該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに「消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書」(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(補助金の返還)

第17条 知事は、補助事業者が前条までの規定に違反したと認める場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補足)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

補助対象事業	以下の要件を全て満たす事業とする。 1 事業の内容が、相談支援、居場所づくりの支援、就労・生活支援、住まいの確保等の支援、食料の支援、こどもの学習支援等、生活困窮者に対する支援であること。 2 原則として、活動地域の自立相談支援機関との連携が図られている事業であること。 3 創意工夫や熱意をもって行われ、生活困窮者の支援に資する効果的な事業であること。 4 営利を目的としない事業であること。 5 国、県又は地方公共団体その他の団体等から助成等(生活困窮者支援に係る助成金に関わらずあらゆる種類の助成金・補助金等)を受けていない事業であること。ただし、既に助成等を受けている事業であっても、本事業による費用助成により追加的に事業を実施する場合であって、既に受けている助成等と本事業による費用助成を経理区分して実施する場合に限り、当該追加的な事業について本事業による費用助成の対象とする。
--------	---

	<p>6 感染症対策に配慮された事業であること。</p> <p>7 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業でないこと。</p> <p>8 調査・研究を目的とする事業でないこと。</p> <p>9 国、県又は地方公共団体から委託を受けて行う事業でないこと。</p>
--	--

別表 2 (第 3 条関係)

補助対象経費	補助率	補助上限額
採択の決定日から、令和 6 年 2 月 28 日までの間に支出された賃金、報償費、旅費、消耗品、燃料費、食糧費、印刷費、光熱水費、通信運搬費、使用料及び賃借料、備品購入費、その他事業に必要な経費として知事が認めた経費	10/10 以内	500 千円